## 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書

平成30年6月20日付け寒川町地域公共交通会議において、次の事項に関し、協議が調ったことを証明する。

寒川町コミュニティバス「もくせい号」倉見大村ルートの事業計画を次のとおり変更する。

- 1. 協議が調っている路線又は営業区域 (変更に係る路線)
  - ○倉見大村ルート 寒川駅~倉見駅前~宮山駅前~寒川駅 (別紙1のとおり)
- 2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間 (変更)
  - ○倉見大村ルート 寒川駅〜倉見駅前〜宮山駅前〜寒川駅 (別紙2のとおり)
- 3. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法
  - ○150円均一料金。

ただし、障がい者(障がい者手帳の提示)・小学生は100円。 未就学児は無料。

寒川駅を乗り継いで乗車する場合は乗り継ぎ券を発行する。(変更なし)

- 4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
- (1) 適用する期間
  - ○毎年1月4日から1月第4日曜日まで

平成30年6月20日 寒川町地域公共交通会議 会長 岡 村 敏 之